

「ヤミ金融業者等による不正口座取引防止」について ご協力のお願い

昨今、マスコミ等で報道されておりますとおり、ヤミ金融業者等が預金口座を不正に利用して違法な取立て、架空請求メール詐欺等を行う事件や電話でお子さんやお孫さんを装いお年寄りを騙すいわゆる「オレオレ詐欺」等の事件が多発し、大きな社会問題となっております。

ストップ!

ヤミ金融業者等による
不正な口座利用



違法な取立

架空請求詐欺

オレオレ詐欺にご注意

お孫さんやお子さんに
なりすまして



【ご注意】

- 若い男の声で「オレ」と言われても、孫と即断しないようにする。こんな場合は、「オレでは分からない」と相手にきちんと言い、誰であるか確認する。
- 金銭を要求する場合は、お金がないと言って拒否する。
- お孫さんやお子さんに連絡をとり、事実を確認する。

当局からも各金融機関に対して預金口座がこのような犯罪行為の温床にならないよう、法令等に則した迅速、厳正、適切な対応を要請されております。

当金庫では犯罪防止の観点から、本人確認法、組織的犯罪処罰法、預金規定等に則った対応を下記のとおり実施いたしておりますので、何卒ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

- 口座開設時等には、本人確認法によりお客さまのご本人確認を徹底いたしております。
- 住所、勤務先等が当店から遠方の場合、口座開設のご事情等を詳しくお伺いさせていただくことがございます。また、通帳発行につきましては郵送による方法とさせていただくことがあります。
- 疑わしい取引と判断された場合は、すみやかに当局へ届出ております。
- 口座の不正利用防止のため、次の場合等には預金取引停止または預金口座を解約させていただきます。

1. 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
2. 口座開設時の届け出内容に虚偽が明らかになった場合、または口座開設時の提出資料が真正でないことが判明した場合
3. 預金規定に基づき、偽名口座、借名口座、口座の譲渡等が明らかになった場合、または口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合等